

いじめ防止のための基本方針

愛知県立三好高等学校

はじめに

いじめは、「いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」をいう。具体的には、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

学校・地域・家庭その他の関係者が連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、どこの学校でも、どの生徒でも、起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。

さらに、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意をはらう必要がある。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句など嫌な事を言われる。
- 仲間はずれ、集団で無視をされる。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷などされる。 等

2 いじめ防止対策組織

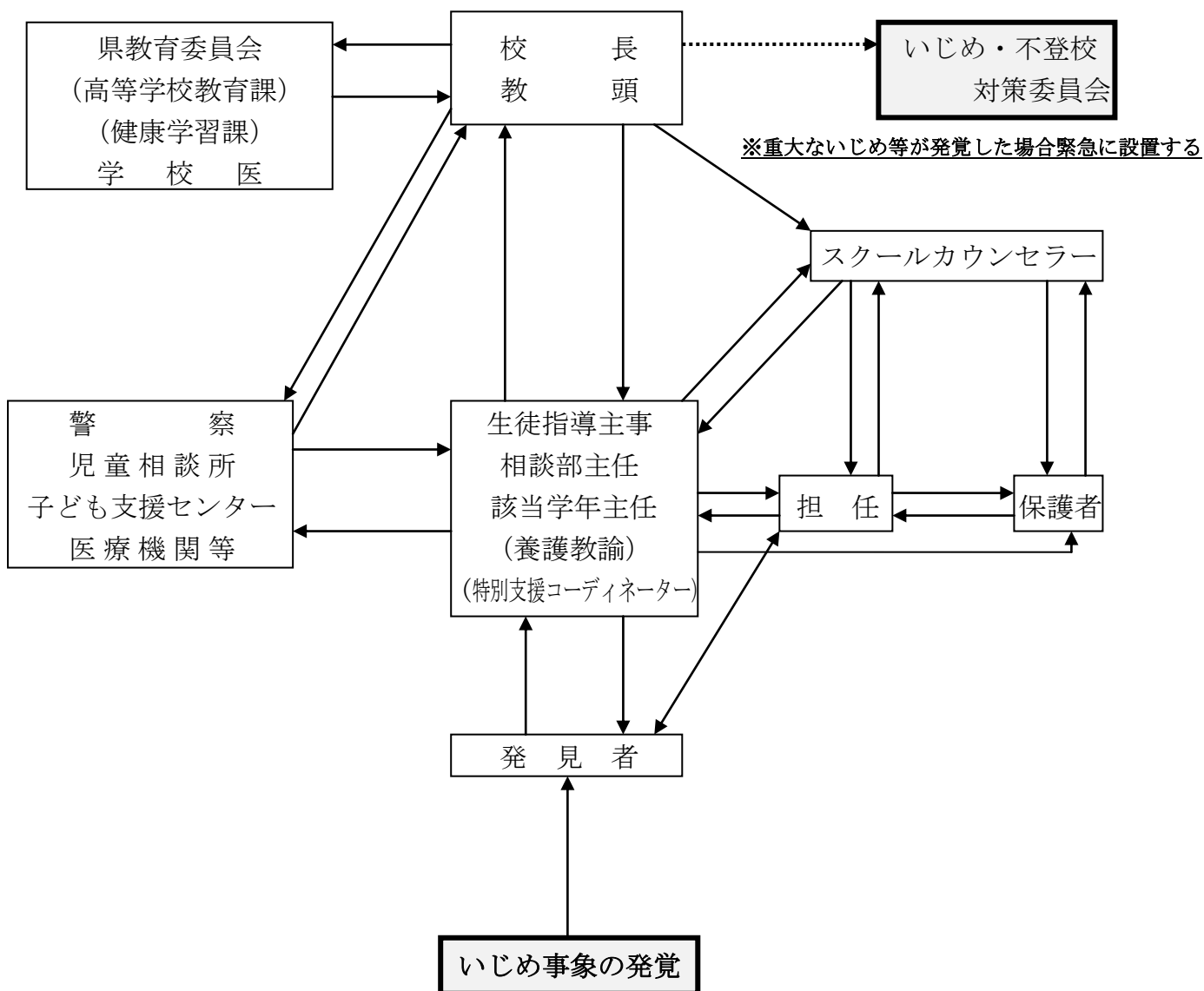
(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の組織

- ア 委員会メンバー（「学年主任会」のメンバー（＝特別支援教育委員会）で構成）
校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導副主任、相談部主任、教務主任
進路指導主事、各学年主任※（必要に応じて、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、養護教諭を加える）

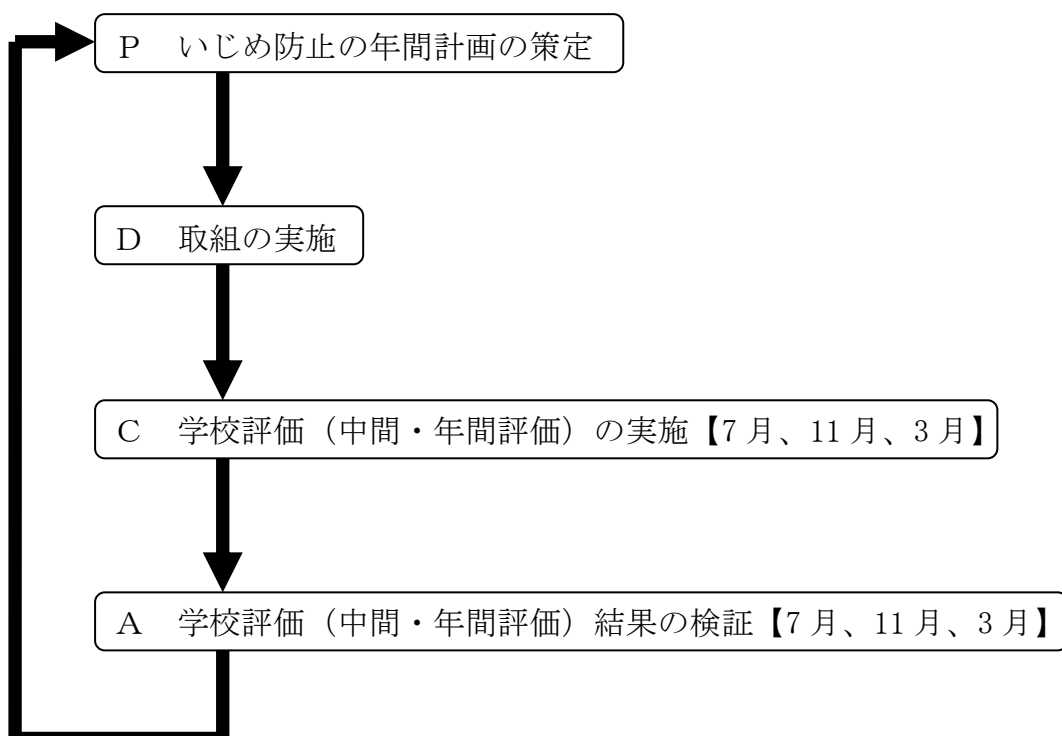
イ いじめ問題に対する校内支援体制

発生した事案に応じて、委員会が適切な教員等をメンバーとする支援体制を決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教員を追加したり、「LINE」などのネットに係るいじめなどでは、インターネットに詳しい教員などを招集するなど、適切なメンバー構成で構成し、柔軟に対応できるよう心掛ける。

【組織図】



- (2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割及び機能
ア 取組の検証（P D C Aサイクル）



イ 教職員への共通理解と啓発

- (ア) 年度初めの職員会議で、「いじめ防止基本方針」を周知する。
- (イ) 「いじめ・不登校対策委員会」を開いた際、委員会で検討した内容を職員会議等で報告する。
- (ウ) 「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを現職研修等で実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と啓発

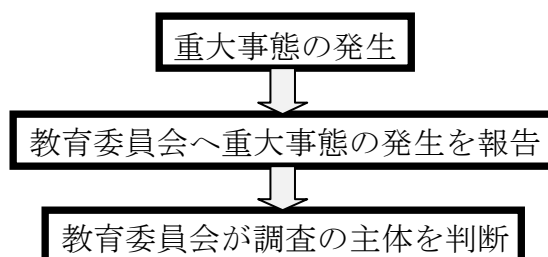
「いじめ防止基本方針」及び「学校評価」結果を、学校経営案及びホームページに掲載する。

エ 重大事態への対応

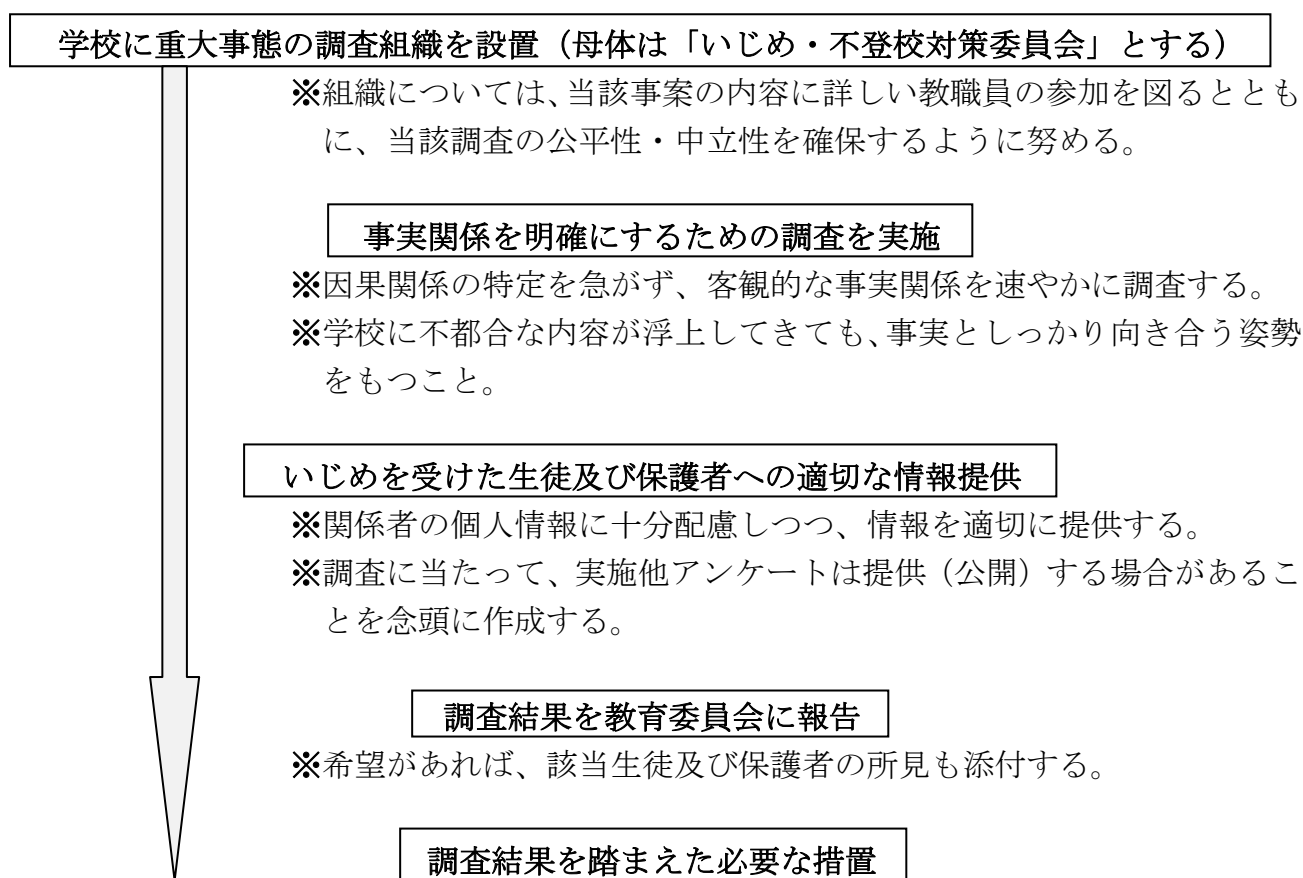
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【重大事態対応フロー図】



《学校が調査主体の場合》



3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 学校教育活動（特に学級経営、人権教育、道徳教育、体験活動等）を通して、他者を尊重し、思いやり、生命や人権を大切にす態度を育成する。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより、教職員の言動がいじめを助長することがないよう指導のあり方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

- ア 日ごろから、「いじめは、どこの学校でも、どの生徒でも、起こりうる」との意識の下、生徒の些細な変化に気づく力を高める。
- イ いじめは教師の目が行き届かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、教職員が気付きにくい形で行われることを認識する。
- ウ いじめではないかとの疑いをもって生徒と接し、早い段階から関わりをもつことにより積極的にいじめを認知する。
- エ 学校として、教職員へ意識向上を目的とした「いじめチェックリスト」を配布し啓発すると同時に、生徒に対し定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭と連携して生徒を見守る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを確認した場合、ただちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめた生徒に対して指導する等、「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通す強い姿勢で臨む。
- ウ 加害生徒には、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導する。
- エ 家庭はもちろん、事案に応じて関係機関（スクールカウンセラー・警察・児童相談所等）と連携して取り組む。
- オ インターネット上のいじめに関しては、必要であれば警察等と連携しながら、慎重に進める。

【取組の年間計画】

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者と地域との連携
通年	○相談室だより 【全学年】(生)	○健康観察の実施 【全学年】(保) ○健康相談活動 【全学年】(保) ○相談室の開放 (生) ○教育相談 【全学年】(生) ○SC との面談 【全学年】(生) ○事例研究 (学) (保) ○学年会【全学年】(教) ○教科主任会 (教)	○学年主任会【各週】 ○特別支援会議 【随時】	

4月	○春の体験学習 【1学年】(学) ○クレペリン検査 【1学年】(学) ○相談室や SC の周知 【全学年】(生)	○面接週間 【全学年】(学)		○交通安全立哨活動
5月	○学年集会 【全学年】(学)		○現職研修①	○PTA 総会における SC の紹介と相談室の案内
6月	○学年集会 【全学年】(学)	○公開授業週間 【全学年】(教)		○学校評議員会 (第1回)
7月	○薬物乱用防止教室 【全学年】(生) ○あいさつ運動 【全学年】(特)	○保護者会 【全学年】(総)	○学校評価(中間)の 実施及び検証	○PTA 専門委員会 ○PTA スポーツ交流会 ○PTA 合同補導 ○交通安全立哨活動 ○インターンシップ ○就労体験① ○青少年健全ビラ配り
8月	○初任者研修 【SC 講話】①			○PTA 合同補導
9月	○学年集会 【全学年】(学) ○月桂樹祭 【全学年】(特)	○夏休み後の健康調査 【全学年】(保) ○面接週間 【全学年】(学)		○PTA 役員会 ○交通安全立哨活動 ○文化祭バザー
10月		○公開授業週間 【全学年】(教)	○現職研修②	○PTA 専門委員会 ○ゴミゼロ運動
11月	○学年集会 【全学年】(学) ○あいさつ運動 【全学年】(特)		○学校評価(中間)の 実施及び検証	○PTA 研修会 ○就労体験② ○特別支援学校ボラン ティア
12月	○情報モラル育成講話 【1学年】(生) ○人権講話 【1、3学年】(生)	○保護者会 【全学年】(総)	○「いじめに関するア ンケート」の実施 【全職員】	○交通安全立哨活動
1月	○学年集会 【全学年】(学)	○冬休み後の健康調査 【全学年】(保)		○PTA 役員会 ○PTA 専門委員会 ○PTA 美化作業 ○社会人講話

2月	○学年集会 【全学年】① ○初任者研修 【SC講話】②			
3月	○球技大会【全学年】特 ○合格者説明会		○取組評価（年間）の 実施 【保護者・評議員】 ※評価の検証及び 見直し	○学校評議員会 （第2回）

まとめ

われわれ教員（学校）は、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要であると考えます。

また、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことこそが、自己有用感や充実感が感じられる学校生活を送る観点から重要なことである。